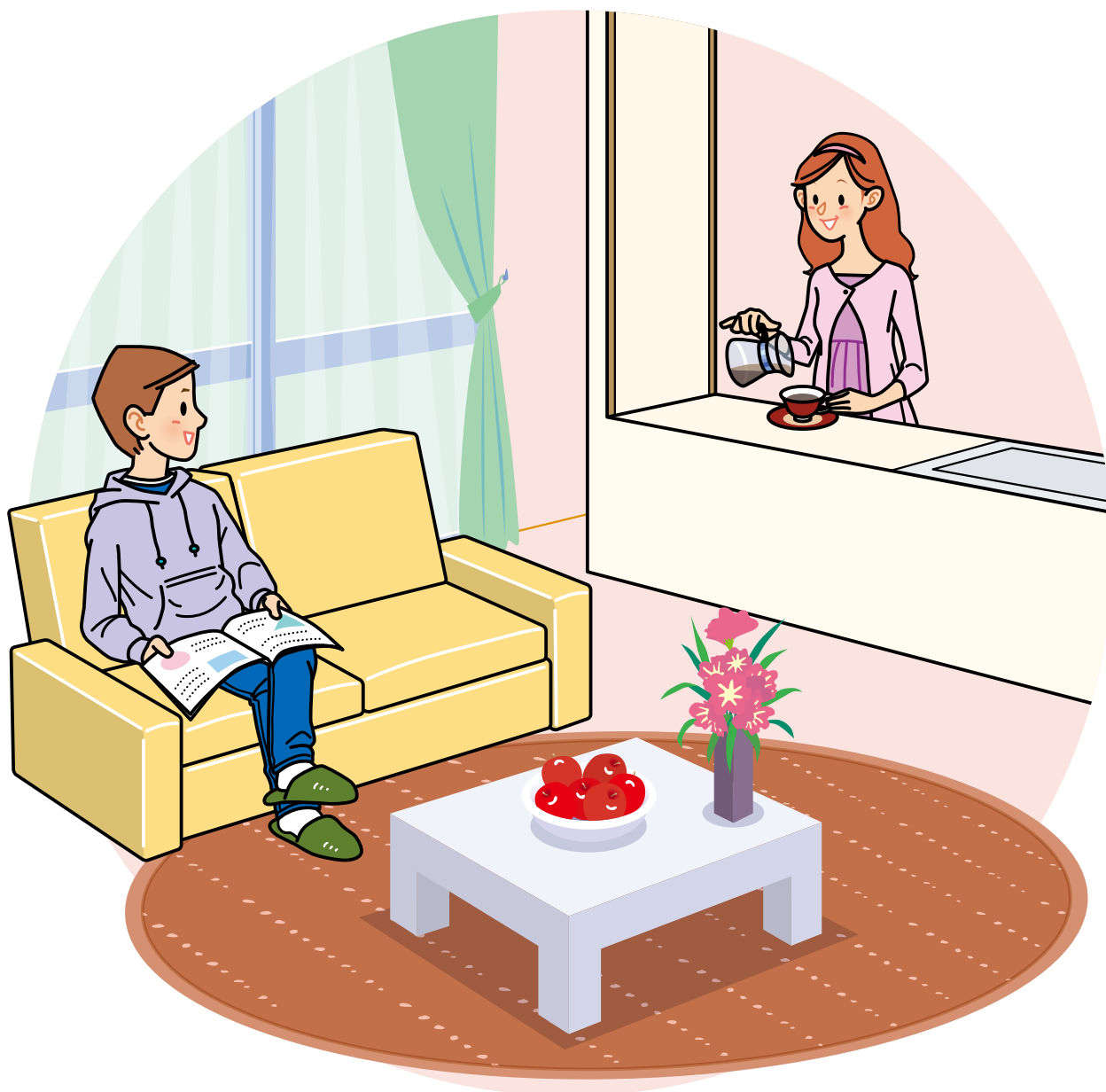


楽 天 損 保

# リビング アシスト



賃貸の火災保険



「リビングアシスト」はリビングアシスト総合保険のペットネームです。  
このパンフレットは、2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

# リビングアシストが、家財の補償から日常生活

## 基本となる補償

### 家財の補償

火災や風災、水災等の自然災害による損害はもちろん、破損等の偶然な事故による損害まで、家財の標準新価額(同等の新品の家財を購入するのに必要な金額)を基準に保険金をお支払いする「新価額」(同等の新品の家財を購入するのに必要な金額)を基準に保険金をお支払いする「新価額」

**1** 火災、落雷、破裂・爆発

**2** 風災・<sup>ひょう</sup>雹災・雪災

**3** 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等

**4** 給排水設備・他人の生活した事故による水濡れ

**6** 盗難による盗取・損傷・汚損

**7** 水災

**8** 不測かつ突発的な事故(破損・汚損) (自己負担額あり)

**9**



### 費用の補償

- 臨時費用
- 残存物 取片づけ費用
- 失火見舞費用
- 地震火災費用 (地震保険ではありません)
- 緊急時仮住い費用
- 錠前交換費用

※お申込み方法によって、ご選択いただける補償が異なる場合があります。

## 家財の新価(再調達価額)の目安 (2022年4月現在)

家財の新価額は、「世帯主の年令」と「家族構成」によってお見積りできます。次の表を参考に保険金額を設定してください。

(単位:万円)

家族構成	2人		3人		4人			5人			独身世帯
	夫婦のみ	夫婦+子供1人	夫婦+大人1人	夫婦+子供2人	夫婦+大人1人	夫婦+大人2人	夫婦+子供3人	夫婦+大人1人	夫婦+子供2人	夫婦+大人2人	
世帯主の年令											
25才前後 (25才未満含む)	480	550	600	620	670	720	690	740	790	840	265
30才前後	660	730	780	800	850	900	870	920	970	1,020	
35才前後	940	1,010	1,060	1,080	1,130	1,180	1,150	1,200	1,250	1,300	
40才前後	1,140	1,210	1,260	1,280	1,330	1,380	1,350	1,400	1,450	1,500	
45才前後	1,300	1,370	1,420	1,440	1,490	1,540	1,510	1,560	1,610	1,660	
50才前後 (50才以上含む)	1,370	1,440	1,490	1,510	1,560	1,610	1,580	1,630	1,680	1,730	

- ※1 新価(再調達価額)とは、同等のものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。
- ※2 世帯主(生計の中心となる者)の年令・家族構成に基づいて、左表の世帯主の年令(縦の列)、家族構成(横の列)の交差するところを当該世帯の標準新価額とします。
- ※3 左表の家財の標準新価額には「貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品」で1個または1組の価額が30万円を超えるもの(明記物件)は含まれていません。したがって、これらのものを保険の対象に含める場合は、別途時価額で評価し、保険契約申込書等に明記いただく必要があります。
- ※4 左表にない家族構成の場合は、家族構成「夫婦のみ」の新価に他の家族の新価額(大人1名について120万円、子供1名について70万円)を加算します。なお、「大人」とは18才以上の者をいい、「子供」とは18才未満の者をいいます。
- ※5 上記の手順により算出した金額は家財の標準新価額ですので、実態に則し、総合的判断の上、必要場合は標準新価額を調整することができます。

# の補償まで、あなたの暮らしをお守りします！

財のリスクを幅広く補償します。また、「再調  
表損払」方式です。(保険金額が限度)

の戸室で  
る



5

じょう  
騷擾・集団行動・  
労働争議に伴う

**暴力・破壊行為**



## 持ち出し家財補償

(⑧の事故の場合は自己負担額あり)

旅行等で一時的に持ち出された家財(通貨、預貯  
金証書を除きます。)が事故に  
より損害を受けたとき  
に保険金をお支払い  
します。



## 賠償責任の補償

**示談交渉  
サービス**

日本国内において発生した賠償事故については「示談交渉  
サービス」をご利用いただけます。

大家さんへの賠償責任

借家人賠償責任補償特約

示談交渉  
サービス



偶然な事故により借りている戸室に損害を与え、借用住宅  
の貸主(家主)に対して法律上の損害賠償責任を負ったと  
きに損害賠償金をお支払いします。

日常生活での賠償責任

個人賠償責任補償特約

示談交渉  
サービス



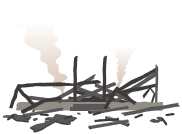
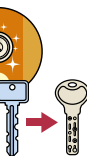
(ご希望により補償を外すことができます。)  
日本国内または国外において、住宅の所有、使用または  
管理および日常生活に起因する偶然な事故により他人に  
ケガ等をさせたり、他人の物を壊してしまったと  
き、または電車等を運行不能にさせた結果、法律  
上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った  
場合に保険金をお支払いします。また、応急手当および  
訴訟費用は別にお支払いします。

交換費用

●特別費用  
(全損時の場合のみ)

●損害防止費用

●修理費用



偶然な事故により、借用住宅に損  
害が生じ、貸主との契約に基づきま  
たは緊急的に、自己の費用で修理  
した場合の  
修理費用を  
補償します。



## 選べるオプション

類焼損害補償特約

ご自宅の火災、破裂・爆発  
により隣の住宅やその家  
財に損害が生じたときに  
保険金をお支払いします。



## 緊急サポートサービス

☎0800-080-3064

●携帯電話からもご利用いただけます。

無料サービスメニュー  
(24時間365日受付！)

30分程度の応急処置に要する作業料、出張料は無料です。(保険期間中3回までとなります。)  
※部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客さまのご負担となります。

水廻りのトラブル



住居内の排水の詰まり、  
トイレの詰まり、配管か  
らの水漏れ、漏水などの  
点検・調査・応急処置を  
行います。

カギのトラブル



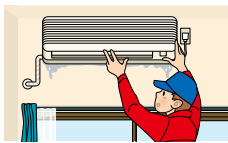
住居の玄関カギを忘れ  
たり、無くしてしまった  
場合に対応するサービス  
スタッフを手配します。

ガラスのトラブル



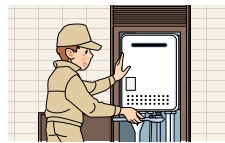
住居内のガラス破損時  
の破片の片付け・養生  
作業・清掃をサポートし  
ます。

エアコンのトラブル



住居内のエアコンの室  
内ホース詰まりによる水  
漏れなどのトラブル時に  
応急処置・状況確認を行  
います。

給湯器のトラブル



住居内の給湯器トラブル  
により、お湯が出ない、追  
いだきが出来ないなど、  
給湯器の設定などの確  
認・応急処置を行います。

※「緊急サポートサービス」は、専用ダイヤル(無料)にお電話いただくことがサービス  
提供の条件となります。  
※一部地域(離島など)ではご利用できない場合があります。

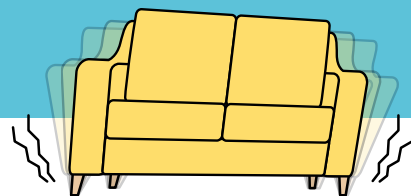
※このサービスは弊社が委託しているアシスタンス会社が直接自社のネットワークを  
活用して作業します。  
※サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

# 保険金のお支払条件・お支払方法

保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合	
損害保険金	① 火災、落雷、破裂・爆発	損害額(修理費)(保険金額が限度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害</li> <li>◆火災等の事故の際における保険の対象の紛失・盗難による損害</li> <li>◆戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害</li> <li>◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</li> <li>◆核燃料物質に起因する事故による損害</li> <li>◆保険の対象の欠陥</li> <li>◆保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害</li> <li>◆ねずみ食い、虫食い等</li> <li>◆保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> </ul>	
	② 風災 <sup>ひょう</sup> ・雹災・雪災			
	③ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等			
	④ 給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ			
	⑤ 騒擾 <sup>じょう</sup> ・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為			
	⑥ 盗難による盗取・損傷・汚損	ア. 保険の対象(明記物件を除きます)について生じた盗取・損傷・汚損		損害額(修理費)(1事故について、1個または1組ごとに100万円が限度)
		イ. 明記物件について生じた盗取・損傷・汚損		
	⑦ 水災	ウ. 保険の対象を収容する建物内における現金等、預貯金証書の盗難		損害額(1事故1敷地内について、現金等は20万円限度、預貯金証書は200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)
		台風、暴風雨等による洪水、高潮、土砂崩れ、落石等により再調達価額の30%以上の損害が生じた場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水による損害が生じた場合		損害額(修理費)(保険金額が限度)
⑧ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損)	損害額(修理費)－免責金額(自己負担額)(保険金額とは別に定めた支払限度額が限度)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑧ 不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害</li> <li>◆保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害</li> <li>◆保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害</li> <li>◆詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害</li> <li>◆風、雨、雪、雹<sup>ひょう</sup>、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害</li> </ul> </div>		
⑨ 持ち出し家財の補償	保険の対象を収容する建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内において上記①から⑧(ただし、⑥はア、イ.の場合のみ)の事故により損害を被った場合		<p>〈⑧の事故の場合〉</p> 損害額(修理費)－免責金額(自己負担額)(保険金額とは別に定めた支払限度額が限度)	
費用保険金の種類	臨時費用保険金	上記①から⑦(⑥ウを除く)の事故で保険金が支払われる場合	損害保険金×30%(100万円限度)	
	残存物取片づけ費用保険金	上記①から⑤、⑦の事故で保険金が支払われる場合	実費(損害保険金×10%限度)	
	失火見舞費用保険金	保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって第三者の所有物の滅失、損傷または汚損見舞費用が発生した場合	20万円×被災世帯数(保険金額の20%限度)	
	地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象を収容する建物が半焼以上となった場合、または保険の対象が全焼となった場合	保険金額×5%(1事故1敷地内について、300万円限度)	
	緊急時仮住い費用保険金	保険の対象を収容する建物が損害を受け、保険の対象である家財が前記①から⑤、⑦、⑧の事故により保険価額の30%以上の損害を被り、代替として臨時に使用する居住用施設・宿泊施設の賃貸料または宿泊料を負担した場合および居住用施設・宿泊施設にペットを同伴できないため、ペット取扱業者の利用料を負担した場合	実費(1事故1敷地内について、100万円限度)	
	錠前交換費用保険金	保険の対象を収容する建物の出入り口のドアの鍵が盗取され、ドアロック(錠前)の交換費用を支出した場合	実費(1事故1敷地内について、10万円限度)	
	特別費用保険金	上記①から⑧(⑥ウを除く)の事故により保険金が支払われる場合で、保険契約が終了する場合	損害保険金×20%(1事故1敷地内について、300万円限度)	
	損害防止費用	上記①の事故で損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合	実費	
	修理費用保険金	偶然な事故により、住宅建物が損害を受け被保険者が家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合(貸主に対する法律上の損害賠償責任および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部の修理費用を除きます。)	実費(1事故について、保険契約証等記載の支払限度額が限度)	

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
個人賠償責任補償特約	被保険者が日本国内または国外において、次のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊してしまったとき、または電車を運行不能にさせてしまった結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●本人の居住の用に供される保険契約証等記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	損害賠償金の額(1事故について、保険契約証等記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。
借家人賠償責任補償特約	偶然な事故により被保険者の借用する住宅が破損し、被保険者が借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	損害賠償金の額(1事故について、保険契約証等記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。
類焼損害補償特約	保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅やその家財(類焼補償対象物)に損害を与えた場合	類焼補償対象物の損害額。ただし、他に火災保険等がある場合は、損害額から他の保険契約で支払われる保険金を差し引いた額。(保険期間を通じて、1億円限度)

# 地震保険でさらに安心



地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没、流失によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

●リビングアシストの保険期間(ご契約期間)の途中からでも地震保険をご契約いただくことができます。

地震保険をご契約されない場合は、地震・噴火・津波による倒壊等の損害だけでなく、地震・噴火による火災損害(地震・噴火による延焼損害を含みます。)についても保険金をお支払いできません。

## 地震保険の保険金額

地震保険の保険金額(ご契約金額)はリビングアシスト(以下、「基本契約」といいます。)の保険金額の30~50%に相当する額の範囲内で決めていただきます。(基本契約の保険金額を途中で増額した場合は増額部分を含めた基本契約の保険金額の30~50%に相当する額の範囲内で決めていただきます。)ただし、他の地震保険契約と合算して家財の地震保険金額は1,000万円が限度となります。

## 地震保険のお支払いについて

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没、流失によってご契約の家財が下表の損害を受けた場合に限り地震保険金をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金の額
全損	地震保険の保険金額の100% (時価額が限度)
大半損	地震保険の保険金額の60% (時価額の60%が限度)
小半損	地震保険の保険金額の30% (時価額の30%が限度)
一部損	地震保険の保険金額の5% (時価額の5%が限度)

●お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金額が12兆円(2022年4月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減される場合があります。

●地震等により保険の対象が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

## 地震保険の割引制度について

地震保険については、保険の対象である家財を収容する建物が条件を満たす場合は地震保険料率に所定の割引が適用されます。

割引の種類	免震建築物割引	耐震等級割引	耐震診断割引	建築年割引
割引率	50%	等級に応じて 10%、30%、50%	10%	10%

※割引適用には所定の確認資料のご提出が必要です。  
※割引は重複して適用することはできません。

## ご注意

リビングアシストには、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただきます。地震保険のご契約には、別途保険料が必要となります。

詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## ○明記物件について

1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等(これらを明記物件といいます。)に保険をつける場合はご契約の際にご申告いただく必要があります。明記物件をご申告されなかった場合、明記物件に生じた損害に対しての保険金のお支払いは1個または1組ごとに最高30万円まで、1事故につき100万円が限度となります。ただし、ご申告された場合でも地震保険では対象となりません。

## ○被保険者の範囲に関する特約およびその概要

### 【法人等契約の被保険者に関する特約】

保険契約者が法人の場合、役員または従業員のうち、借用住宅に居住している方を自動的に被保険者とする旨を定めた特約です。入居する従業員等の入れ替わりが発生しても、自動的に被保険者が変更されますので、その都度手続きいただく手間がなく、管理事務を軽減することができます。

### 【同居人被保険者特約】

被保険者の同居人(賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。以下「同居人」といいます。)の所有する家財を保険の対象に含めることや個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約等の被保険者に同居人を含めることができる旨を定めた特約です。この特約は自動セットされます。

## 楽天損保のWeb約款のご案内

普通保険約款および特約の内容については、弊社のホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)にてご参照いただけます。お申し込みの際に契約証に添付される約款冊子(普通保険約款および特約)を不要とすることができます。弊社では地球環境保護の観点から、弊社ホームページからの普通保険約款および特約の閲覧をおすすめしています。

## ご契約にあたってのご注意

- ① このパンフレットは「リビングアシスト総合保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にお問い合わせください。なお、ご契約にあたっては、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」「重要事項説明書」をご一読ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明ください。
- ② 保険料をお支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、ご確認ください。(特定の特約を付帯した場合は除きます。)
- ③ 保険料(追加保険料を含みます。)を領収する以前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできません。
- ④ 次のものは、申込書等に明記しない場合、1個・1組ごとに損害額が30万円を超える部分は補償されません。また、1事故につき100万円が限度です。
  - ・ 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ⑤ 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。
- ⑥ 個人情報のお取扱いについて  
弊社は、保険契約に関する個人情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。また、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ⑦ ご住所を変更するとき、他の保険契約・共済契約を締結するとき、建物の構造または用法(用途)を変更するとき、引越し等により家財を他の場所に移転するとき等、ご契約内容に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- ⑧ 補償の重複に関するご注意  
次の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。  
※ 1契約のみに特約をセットした場合、転居等によりご契約を解約した時や家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になった時などは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

### ■補償が重複する可能性がある主な特約

- 個人賠償責任補償特約(自動車保険・傷害保険等)
- 類焼損害補償特約(他の火災保険)

## ！ ご注意

住宅修理サービスなどの  
トラブルにご注意ください！

「保険金が使えない」などと勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または当社にご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。



## 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。この保険は、ご契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合

に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、住居専用の建物(専用住宅)またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返戻金は100%補償されます。

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご要望は  
お客様相談センター

# 0120-115-603

- 受付時間:平日午前9時～午後5時(年末年始は除きます。)
- 携帯電話からもご利用いただけます。
- 一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

事故の受付は  
「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ  
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

# 0120-120-555

- 受付時間:24時間・365日
- 携帯電話からもご利用いただけます。

弊社との間で問題を解決できない場合には  
(指定紛争解決機関)

## 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



# 0570-022808 (有料)

- 受付時間:平日午前9時15分～午後5時  
(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

- ・携帯電話からも利用できます。電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

## 楽天損害保険株式会社

●お問い合わせ先

<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>